

平成23年塩尻市議会12月定例会

福祉教育委員会会議録

日 時 平成23年12月22日(木) 午前10時30分

場 所 第一委員会室

審査事項

議案第8号 塩尻トレーニングプラザの指定管理者の指定について

出席委員

委員長	山口 恵子 君	副委員長	宮田 伸子 君
委員	永田 公由 君	委員	金子 勝寿 君
委員	森川 雄三 君	委員	中原 巳年男 君
委員	鈴木 明子 君		

欠席委員

なし

説明のために出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

庶務係長 小澤 真由美 君

午前10時28分 開会

委員長 おはようございます。それではただいまから12月定例会福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は全員出席しております。審査に入る前に理事者からあいさつがあればお願いします。

理事者あいさつ

教育長 おはようございます。議案に一部修正がございましたのでよろしく御審議いただききたいと思います。よろしく願いいたします。

議案第8号 塩尻トレーニングプラザの指定管理者の指定について

委員長 それではただいまから議案の審査を行います。議案第8号の塩尻トレーニングプラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

生涯学習部長 お願いします。それでは、先に議案8号で提出させていただきました塩尻トレーニングプラザ

の指定管理者の指定についてということでございまして、概要の中で(3)の指定の相手方の中で財団法人体力づくり指導協会という点でございますけれども、訂正をさせていただきまして公益財団法人体力づくり指導協会にさせていただくものでございます。

この法人の移行につきましては平成23年12月1日付ということでございます。まずこれにつきましては、12月1日付で公益財団法人体力づくり指導協会に名称変更する登記がなされたということでございます。この名称変更につきましては、国による公益法人の制度改革がございました。これによりまして平成20年の12月から移行期間を5年間という暫定をもちまして、最終平成25年12月末日までということになりますが、新制度が施行されてから5年間のうちに公益を選ぶか、そのまま一般でいくかという部分を申請又は認定をしてもらいなさいということになっております。所管事務所が、主たる事務所が全国にまたがっている場合には内閣府、また長野県に、仮に事業所のみという場合には長野県知事ということになりますけれども、これによって認定を受けるということになります。この根拠法につきましては公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律ということでございまして、略称公益法人認定法ということになりますが、これがこの体力づくり指導協会につきましては平成23年の7月1日に内閣府に公益財団法人としての申請を行いました。結果、審査の結果内閣府によって公益財団法人として認められ、12月1日に登記を変更したということでございます。

公益財団法人につきましては税法上の優遇が今後ございます。まず今まで財団法人、通常の財団法人でも寄附の行為等については認めていただけたわけでございますけれども、5年後の先については公益化、公益法人の認定を受けていないと、これはもう受けられません。また収益事業にかかわる部分、公益事業にかかわる部分については非課税という部分がこの認定によって出てくるということになります。また公益事業につきましては、50%以上公益事業を行わなければならないというようなことも含めて計画に沿って内閣府の承認を受けたということでございます。内容については以上でございます。

委員長 ただいま説明を受けましたので、委員より質問があればお願いします。

副委員長 済みません、基本的なことを聞かせてください。今、公益事業を50%行わなければならないということは、残りの50%は何でしょうか。

生涯学習部長 残りの50%というのは収益事業という事業を行って取り組んでおります。

副委員長 今までの財団法人の時はすべてが公益事業だったってことですか。

生涯学習部長 いえ、財団法人ではその原資を使いながら収益事業分と公益分と両方やっておったという部分でございます。あと課税の関係が当然、今まで非課税部分と課税部分、双方が分かれていたということで、大変複雑な部分。

ちょっと蛇足になりますけど、今回の改正につきましては、以前は各省庁によってその運用の仕方が異なっていたという部分があったようでございます。又は、国の機関がそのまま財団ということに対して一括補助金を交付して、本来所管庁がやるべきものがそちらに委託していたとかですね、いろいろな複雑な形態があって、行政改革の一環でもあるということでございます。それで、先ほど言った今の部分でございますけれども、まずレザンホールも当然、今、財団でございます。今後、通常原資をもって、塩尻市が1億円の原資をもって財団が設立されておるということでございます。この中では公的な部分と収益部分と、それと公の部分ですね、公的な部分と収益部分双方に行っております。しかし今回はもう厳密に50%以上なければ公益法人としては認めないと

ということで改めてライン引きがされたということになります。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なしということですので、議案第8号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第8号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。それでは、以上で福祉教育委員会を終了といたしますが、理事者からあいさつがあればお願いします。

理事者あいさつ

教育長 慎重に審議いただき、お認めいただきましてありがとうございました。

委員長 以上で12月定例会福祉教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時38分 閉会

平成23年12月22日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 山口 恵子 印